

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

規則

○福島県核燃料税条例施行規則を廃止する規則

告示

○救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件

○土地改良区の定款の変更を認可した件

○道路の区域を変更する件

○道路の供用を開始する件二件

公告

○一般競争入札を行う件

○福島県選挙管理委員会

○個人演説会等を開催することができる施設として指定した旨報告があつた件

○不在者投票のできる施設の名称を変更した旨届出があつた件二件

四〇 四〇 四〇 四〇 四〇 四〇 四二 四二

規則

福島県核燃料税条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十四年十二月二十五日

福島県知事 佐藤雄平

福島県規則第八十号

福島県核燃料税条例施行規則を廃止する規則

福島県核燃料税条例施行規則（平成十九年福島県規則第八十七号）は、廃止する。

附則

この規則は、平成二十四年十二月三十一日から施行する。

（税務課）

告示

福島県告示第六百四十五号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を平成二十四年十二月十五日救急病院として認定した。

平成二十四年十二月二十五日

名称

福島西部病院

所在地

福島市東中央三丁目一五

認定有効期限

平成二十七年一月一四日

（地域医療課）

福島県告示第六百四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、会津東部土地改良区から平成二十四年十二月七日付けで申請のあった定款の変更について、同月十八日認可した。

平成二十四年十二月二十五日

福島県知事 佐藤雄平

（農村計画課）

福島県告示第六百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十四年十二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十五日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）
一般国道 二九四号	須賀川市勢至堂字石仏 四〇番地先から 同 市勢至堂字湯殿 三〇番地先まで	変更前	B 九・〇	五六〇・〇
		変更後	B 九・〇	五六〇・〇

（道路計画課）

福島県告示第六百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所等平成二十四年十二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道二九四号	須賀川市勢至堂字石仏四〇番地先から 同 市勢至堂字湯殿三〇番地先まで	平成二十四年十一月二十七日

(道路計画課)

福島県告示第六百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成二十四年十二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道戸赤栄富線	南会津郡下郷町大字戸赤字原ノ上二七番一 地先から 同 郡同 町大字戸赤字原ノ上一八番地 先まで	平成二十四年十一月二十五日

(県道計画課)

公 告

公告第373号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成24年12月25日

福島県知事 佐藤 雄平

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 電子式個人線量計 1,120台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成25年3月29日（金）
- (4) 納入場所 福島県生活環境部原子力安全対策課

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格者名簿に登録されている者又は開札時までには福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。

(2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていないこと。

(3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

(4) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の③に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成25年1月15日（火）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所と同じ。

(2) 入札説明会の日時及び場所 平成25年1月9日（水）午後1時30分 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 平成25年1月29日（火）午前11時 福島県出納局入札用度課（郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月28日（月）午後5時までに必着のこと。）

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示

す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

- 8 その他
 - (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (4) 契約書作成の要否 要
 - (5) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Alarm Pocket dosimeter 1,120
- (2) Time-limit of tender (by hand) : 11:00 a.m.,29 January 2013
- (3) Time-limit of tender (by mail) : 5:00 p.m.,28 January 2013
- (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsumacho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7563

(入札用度標)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第八十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号に規定する施設として次の施設を指定した旨、猪苗代町選挙管理委員会から報告があった。

平成二十四年十二月二十五日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

指定年月日	指定施設の所在地	指定施設の名 称	指定施設の管 理 者	聴衆席の面積	聴衆席収容見込人員数
平成二十四年 一月二日	猪苗代町字 鶴田一四一 番地一	猪苗代町体 験交流館大 研修室	猪苗代町長	二三八平方 メートル	五〇六人
同	同	猪苗代町体 験交流館研	同	一一〇平方 メートル	七二人

同	同	修室ABC	同	八六平方メー トル	六〇人
同	同	猪苗代町体 験交流館研 修室DE	同	一七三七平方 メートル	二、〇〇〇 人
同	同	猪苗代町総 合体育館メ インアリー ナ	同	同	同

福島県選挙管理委員会告示第八十六号

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八條第四項（第八八条、第九九条第一項、第一百十條第一項、第一百一十條第一項又は第一百十二條第一項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設の名称を変更した旨の届出があった。

平成二十四年十二月二十五日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

変更前	変更後	変更年月日
身体障害者授産施設青松苑	障害者支援施設青松苑	平成二十四年三月一日
社会福祉法人けやきの村 身体障害者療護施設静心園	社会福祉法人けやきの村 障害者支援施設静心園	平成二十四年三月一日

福島県選挙管理委員会告示第八十七号

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八條第四項（第八八条、第九九条第一項、第一百十條第一項、第一百一十條第一項又は第一百十二條第一項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設の名称を変更した旨の届出があった。

平成二十四年十二月二十五日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

変更前	変更後	変更年月日
同	同	同

院 医療法人朋友会しのぶ病

院 医療法人回生堂しのぶ病

平成二十二年十二月一日